審査基準（公表用）

様式第３号

所管部（局）・課　　水産課

法令名	公有水面埋立法	法令番号	大正１０年法律第５７号
手続名	埋立地の用途変更の許可	根拠条項	第２９条第１項

審査基準	１．公有水面埋立法第２９条第２項による。

受付機関	水産課（農林事務所）	処理機関	水産課	交付機関	水産課（農林事務所）	標準処理期間	30 日	目次	
						標準経由期間	10 日	№.	